

公 示

秋田県運営適正化委員会委員の選考に当たり意見を求める「選考委員会」の委員に欠員が生じ補充選任を行う必要があることから、補充する選考委員会委員の候補者を次のとおりとしました。

選考委員会委員の候補者について御意見のある方は、次により提出してください。

運営適正化委員会とは、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保や福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決のために社会福祉法第83条の規定に基づき都道府県社会福祉協議会に設置されるもので、その委員は社会福祉法施行令第15条第3項の規定に基づき、選考委員会の同意を得て都道府県社会福祉協議会会長が選任することになっています。

本公示は、この選考委員会の委員を選任するに当たり、社会福祉法施行令第15条第5項の規定に基づき関係者の意見を聴くために行うものです。

令和7年8月7日

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会 長 三 浦 廣 巳

1. 選考委員の任期

令和7年9月1日から令和8年5月31日まで

2. 選考委員会委員候補者

○福祉サービス利用者を代表する委員

小野崎 一哉 秋田県老人クラブ連合会会長

3. 意見書の提出先

- (1) 最寄りの市町村社会福祉協議会又は秋田県社会福祉協議会(秋田市旭北栄町1-5)
- (2) 意見書の用紙は、各市町村社会福祉協議会又は秋田県社会福祉協議会にあります。

4. 意見書の提出期限

令和7年8月20日(水) 午後5時

5. 公示期間

令和7年8月7日(木) から令和7年8月20日(水) まで